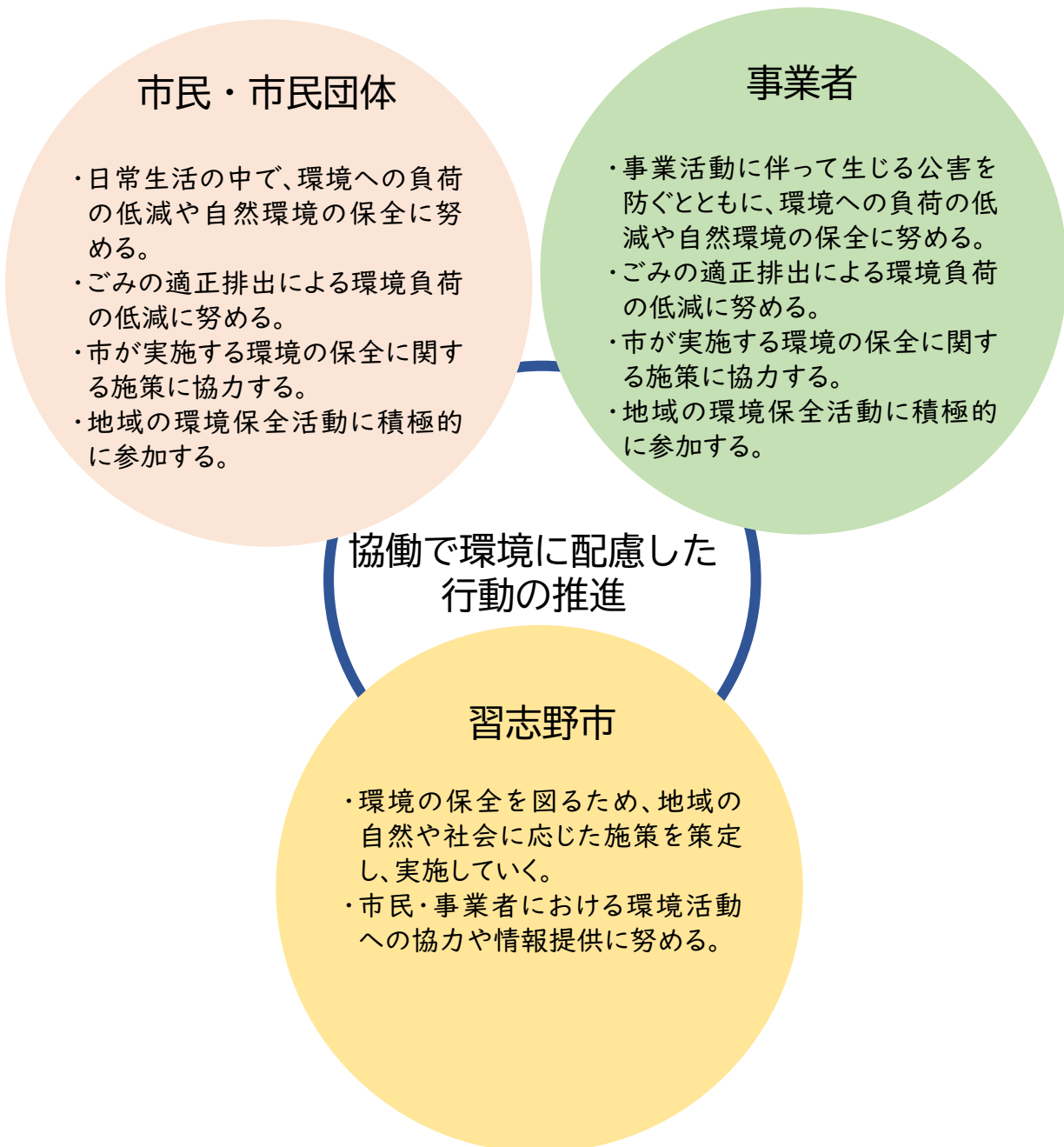


第7章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の目指す環境像を実現し、将来にわたって高い生活の質が維持されるまちを目指して、市民・事業者・市が主体的に行動し、協働して計画の推進を図っていきます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章
計画の推進

資料編

(1) 庁内の連携

市では、関係各課、庁内会議、環境審議会の連携により、市の特性に応じた環境施策を実行し、環境保全だけでなく社会・経済面における課題の同時解決を図る体制とします。

(2) 市民・事業者・市民団体との協働

日常生活、事業活動において、環境負荷の低減、自然環境の保全に努め、市の施策への協力、地域における環境保全活動に積極的に参加します。

生産に係る事業者は、生産した製品・サービスについて、環境保全だけでなく社会的にも持続可能であること、消費者である市民はそのような製品を選択することに努めます。

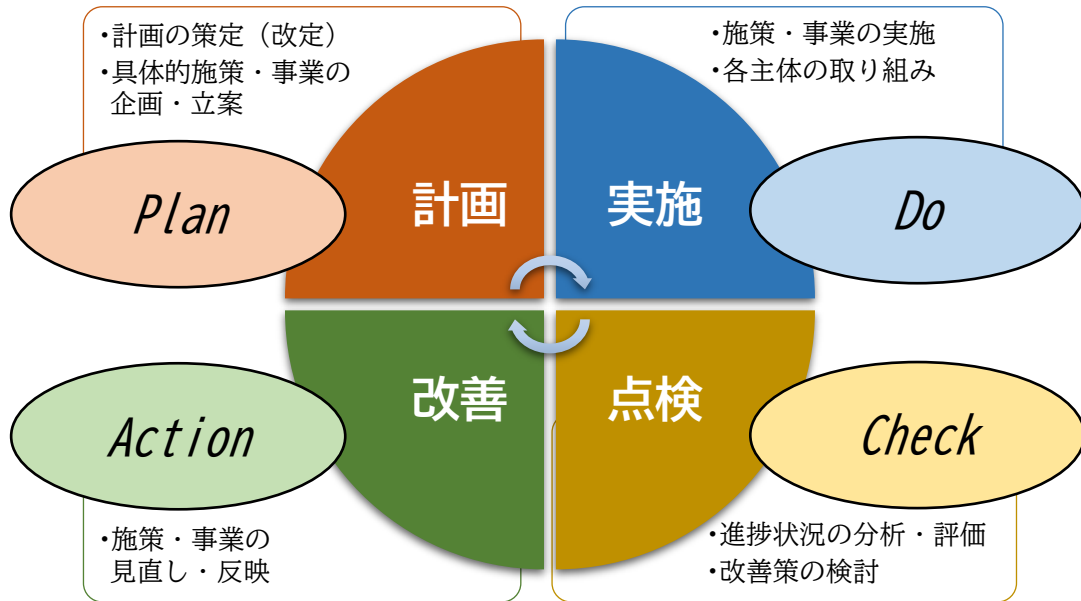
(3) 広域的なネットワーク

地球温暖化、大気及び水質保全、生物多様性等の市の範囲にとどまらない広域的な問題について、国や県、近隣市の情報を共有し、協働・連携します。

また、森林保全及び二酸化炭素吸収源の確保等、市だけでは達成できない課題について、千葉県内や全国の自治体と協働を図り、双方の地域の交流・活性化につながる取り組みを推進します。

2 計画の進行管理

各施策の実施状況、指標の達成状況の点検・評価を各年度に実施し、結果を「環境基本計画年次報告書（環境白書）」としてとりまとめ、次年度以降の施策・事業に反映します。また、ホームページ等で一般に公表し、市民・事業者、団体等へ広く情報を提供します。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章
計画の推進

資料編